響灘エネルギー産業拠点化推進期成会への入会について（お願い）

謹啓　ますます御清栄のことと存じます。

平素は、北九州市の経済発展のため格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、北九州市響灘地区では多くのエネルギー施設の立地や計画があり、さらには、エネルギーを賢く使う仕組みづくりを目指す取組みも進められています。これらエネルギー産業は、経済発展･雇用創出など、本市のみならず、九州全体に大きく貢献するものです。

こうした状況の中、平成 27 年 7 月 30 日に、様々な団体や企業が中心となって、エネルギー産業の拠点化に向けた様々な取組みを後押しするために活動する「響灘エネルギー産業拠点化推進期成会」を設立いたしました。

本期成会は、今後の成長が期待されるエネルギー産業の振興を加速し、地元企業のビジネスチャンスの一層の拡大を図るため、会員の皆様と一体となった取組みを展開していきたいと考えております。

ご繁忙のところ誠に恐縮に存じますが、当期成会の主旨にご理解いただき、ご入会賜りますようお願い申し上げます。

敬具

響灘エネルギー産業拠点化推進期成会
会長　利 島　康 司

響灘エネルギー産業拠点化推進期成会
入会申込書

響灘エネルギー産業拠点化推進期成会
会長　　利 島　康 司　様

響灘エネルギー産業拠点化推進期成会の活動に賛同し、別紙誓約書と共に、下記の通り入会を申し込みます。

申込年月日	年　　月　　日		
会社及び 団体名		業種	
所在地 （ご住所）	〒　　－		
フリガナ			
代表者名			

【担当者連絡先】

フリガナ			
ご担当者名			
所属・部署			
役職名			
TEL	（　　）	FAX	（　　）
E-mail			
会費(口数)	＿＿＿＿＿＿口　　（会費は 10,000 円/年×口数となります。）		

【問い合わせ先】
北九州市港湾空港局エネルギー産業拠点化推進課
住所：〒803-8501 北九州市小倉北区城内１番１号
TEL：093-582-2994　　FAX：093-582-2998

別紙

年　　月　　日

誓　約　書

響灘エネルギー産業拠点化推進期成会
　会長　利島　康司　様

所在地又は住所
会社及び団体名
代 表 者 名　　㊞

響灘エネルギー産業拠点化推進期成会の会員として入会するにあたり、当社は下記事項について誓約します。なお、この誓約に違背した場合は、貴期成会から会員の資格の取消し等いかなる措置を受けても異存ありません。（裏面　誓約書補足事項参照）

記

１　当社、及び当社の役員ならびに使用人は、暴力団等の関係者ではありません。
　また、福岡県及び北九州市の暴力団排除条例を遵守し、暴力団や暴力団との関係がある企業等とは請負契約や私的交際等いかなる名目であっても関係を持たず、暴力団等の不当介入に対しては、北九州市や警察等の関係機関との協力の上、その排除に努めます。
２　今後とも建設業法、商法、独占禁止法等の関係法令を遵守し、社会から信用・信頼される企業づくりに努めるとともに、貴期成会の指導・要請等に誠実に対処します。

（誓約書補足事項）

（暴力団関与の場合の当期成会からの排除）

会員が、次号のいずれかに該当するときは、会員の登録を解除することができる。この場合において、解除により会員に損害があっても、事務局はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

１　役員等（会員が個人である場合にはその者を、会員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

２　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

３　役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

４　役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供用するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

５　役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

６　暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

７　その他の契約にあたり、その相手方が第１号から第６号までのいずれかに該当することを知りながら、該当者と契約を締結したと認められるとき。

８　受注者が、第１号から第６号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第７号に該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

会社名：

No.	役員氏名	ふりがな	性別	生年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

北九州市の暴力団排除の方針に基づき、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

令和　　年　　月　　日

会社名　　代表者名　　印

響灘エネルギー産業拠点化推進期成会規約

（総 則）

第 1 条　本会は響灘エネルギー産業拠点化推進期成会（以下「期成会」という）と称する。

（目 的）

第 2 条　今後の成長が期待されるエネルギー産業の振興を加速し、雇用の創出やビジネスチャンスの一層の拡大を図るなど、地方経済の発展に大きく貢献することを目指すもの。

（事 業）

第 3 条　期成会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- エネルギー産業拠点化に関する国および関係機関に対する要望活動
- 会員への広報活動
- 一般市民への PR 活動
- 調査・研究及び情報収集
- その他、前条の目的を達成するために必要な事業

（組 織）

第 4 条　期成会は、第２条の目的に賛同する会員をもって組織するものとする。

（入会及び退会等）

第 5 条　期成会に入会しようとする者は、入会届を会長に提出し承認を得なければならない。

2　会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

（役 員）

第 6 条　期成会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
理 事	若干名
監 事	若干名

（役員の選任）

第 7 条　会長、副会長、理事及び監事は、総会において選出する。

（役員の職務）

第 8 条　会長は期成会を代表し、会務を総理する。

2　副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

３　監事は、会計事務を監査する。

（役員の任期等）

第９条　　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員のため選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（会　議）

第１０条　　会議は、総会及び理事会とし、必要に応じ会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　総会は、会員をもって構成し、期成会の重要事項を審議する。

４　会長は、総会に顧問の出席を求めることができる。

５　理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、期成会の運営について審議する。

（顧　問）

第１１条　　顧問は会長が指名する。

２　顧問は、会務に関し、会長の相談に応ずるとともに、助言を行う。

（オブザーバー）

第１２条　　会員が期成会の運営に関する助言等が必要と認めたときは、会長の承認を得てオブザーバー等関係者を会議に出席させることができる。

（総　会）

第１３条　　総会は次の事項を付議する。

１．予算、決算に関すること。

２．役員の選出に関すること。

３．その他、本会の目的に関すること。

（会　計）

第１４条　　期成会の経費は、会費、負担金、寄付金及びその他収入をもって充てる。

２　会費は、年間１口につき１０，０００円とする。但し、各種団体、関係機関は減免とすることができる。

３　期成会の予算及び決算は、理事会の議決に基づき総会において承認を得るものとする。

４　期成会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

５　２における各種団体、関係機関については、理事会にて別に定める。

（事務局）

第１５条　　期成会の事務を処理するために、事務局を北九州市（産業経済局、環境局、港湾空港局）に置く。

（暴力団関与の場合の会員排除）

第１６条　　事務局は、会員が、次号のいずれかに該当するときは、会員の登録を解除することができる。この場合において、解除により会員に損害があっても、事務局はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

１　役員等（会員が個人である場合にはその者を、会員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

２　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

３　役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

４　役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供用するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

５　役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

６　暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

（解　散）

第１７条　　期成会はその目的達成に伴い解散することができる。

（残余財産の処分）

第１８条　　期成会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、総会の議決を得て、これを決定する。

（補　則）

第１９条　　この規約に定めるもののほか、期成会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

（付　則）

本規約は平成 27 年　7 月　30 日から施行する。